

大規模改修工事 一般競争入札公告

社会福祉法人 ゆずの木の発注する「キッド・ステイ妙典保育園大規模改修工事」について
下記のとおり一般競争入札を公告します。

令和8年3月30日

社会福祉法人 ゆずの木 理事長 山口 義明

◆1. 工事の概要等

1. 工事名称 キッド・ステイ妙典保育園大規模改修工事
2. 工事場所 千葉県市川市富浜五丁目5番28号（東京メトロ東西線妙典駅下）
3. 工事種別 大規模改修工事
4. 工事内容 内装改修、外部改修ほか大規模改修工事一式
5. 工事期間 契約締結日から令和8年12月31日まで
6. 建物概要 鉄骨構造：鉄骨平屋造り
建物用途：保育園
敷地面積：1,480.03 m²
建築面積：A棟 513.24 m²、B棟 333.59 m²、増築部分 40.86 m²
延床面積：887.69 m²

◆2. 入札方法等

1. 入札方法 一般競争入札
2. 入札予定価格 有（非公開）
3. 最低制限価格 有（非公開）
4. 入札保証金 無（免除）

◆3. 入札参加資格等

1. 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
2. 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと（更生手続又は再生手続）。
3. 千葉県の令和7年度建設業許可業者建設有資格者格付けが建築一式工事においてAランクであること。
4. 数社による企業体での参加は不可とする。
5. 自らが暴力団、暴力団関係企業・団体、総会屋またはこれらに準ずる反社会的勢力（以下、総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと、および反社会的勢力の支配・影響を受けていないこと。

6. 今回の工事場所は東京メトロ東西線の高架下での工事のため参加する企業は、次の基準の全てを満たす必要とする。

①2014年度（平成26年度）以降に完成した東京地下鉄株式会社発注の地下鉄駅の乗降場を含む建設工事のうち延床面積3,000㎡以上の新築又は改修工事の施工実績を有すること。

②2014年度（平成26年度）以降に完成した社会福祉法人発注の保育園の新築又は改修工事の施工実績を有すること。

③国土交通省の経営事項審査の建築一式の総合評定値（P点）が1800点以上であること。

④配置技術者の条件

ア 建築工事を施工する際に次の要件を満たす者を1名配置すること。

2014年度（平成26年度）以降に完成した医療・福祉分野の改修工事の施工実績を有し、かつ、一級建築施工管理技士及び監理技術者資格者証の資格を有する者。

◆4. 一般競争入札参加資格等確認申請書の提出

1. 受付期間 令和8年4月3日から令和8年4月9日(木)16時まで(土日祝日を除く)

2. 提出書類

ア.一般競争入札参加資格等確認申請書

イ. 一般競争入札参加資格等確認資料

ウ. 会社案内・会社経歴書

エ.建設業許可証の写し

オ.資格審査数値を証する書類

カ.前3に記載する書面

※上記様式の書式は、下記に問い合わせ先に電子メールにて請求してください。

3. 提出方法

下記問い合わせ先に連絡の上、持参してください。なお、提出書類は返却しません。

4. 提出・問い合わせ

社会福祉法人 ゆずの木 本部

〒151-0066 東京都渋谷区西原二丁目35番3号

電話：03-6865-1211

FAX：03-6865-1522

担当者：園長 寺井正憲

E-mail：yuzu-hon-cpa@zy.jp

株式会社交建設計 担当：安田

E-mail：yasuda-t@koken-archi.co.jp

※問い合わせ時間は、10時から16時まで

◆5.一般競争参加資格等確認通知及び設計図書等の配布

1. 一般競争参加資格等確認審査後、令和8年4月13日(月)までに業者に参加資格の有無についてFAXで通知する。
2. 入札参加資格等が確認した業者には、設計図書等(入札書等の書式、図書・仕様書(CD-ROM)を郵送する。)
3. 現場説明会は行わない。
4. 配布した設計図書等(CD-ROM)は、見積り以外には使用しないこと、入札時に持参し返却すること。
5. 設計図書等に質疑がある場合は、下記期日までに下記のメールアドレスへ送付すること。
 - ①質疑期限 令和8年4月16日(木)16時まで
 - ②回答期限 令和8年4月17日(金)までに入札参加が認められた者すべてへメールにより通知する。
 - ③質疑等の照合先
株式会社交建設計 担当：安田
E-mail：yasuda-t@koken-archi.co.jp

◆6. 入札日程等

1. 公告日：令和8年3月30日(月)
2. 参加資格申請締切日時：令和8年4月9日(金)16時までに必着
3. 参加資格通知日：令和8年4月13日(月)FAX又はメールにて行う
4. 設計図書配布日：令和8年4月13日(月)発送
5. 質疑書締切日時：令和8年4月16日(木)16時までに必着
6. 質疑回答書：令和8年4月17日(金)16時までに回答
7. 入札日等
 - ①日時：令和8年4月21日(火)10時から(10分前に入室すること)
 - ②入札場所：社会福祉法人 ゆずの木 本部会議室
 - ③入札方法：入札書を封筒に入れ厳封の上、入札箱に投函
 - ④開札：入札後即開札
8. 入札参加者に係る照合先
社会福祉法人ゆずの木 本部
TEL：03-6865-1211
FAX：03-6865-1522
E-mail：yuzu-hon-cpa@zy.jp

◆7. 入札にあたっての注意事項

1. 代理人を立て入札させる場合には、委任状を提出すること。
2. 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額（消費税抜き金額）を入札書に記載すること。
3. 入札を辞退する時は、入札辞退届により申し出ること。
4. 入札参加者は、入札金額見積内訳書を提出すること。
5. 談合等不正行為を行わない旨の誓約書を入札当日に提出すること。
6. 下記の各事項に該当する入札は無効とする。
 - ①入札に参加する資格がない者がした入札
 - ②次に掲げる入札書による入札
 - ア 入札者の押印のない入札書
 - イ 入札金額を訂正した入札書
 - ウ その他の記載事項を訂正した場合、その箇所に押印のない入札書
 - エ 押印された印影が明らかでない入札書
 - オ 記載すべき事項の記入がない入札書又は記入した事項が明らかでない入札書
 - ③次に掲げる入札をした者がした入札
 - ア 代理人で委任状を提出しない者
 - イ 他人の代理を兼ねた者
 - ウ 2以上の入札書を提出した者
 - エ 2以上の者の代理をした者
 - ④郵便、電報、電話及びファクシミリにより入札書を提出した者がした入札
 - ⑤談合その他不正行為があったと認められる入札
 - ⑥虚偽の一般競争入札参加資格等確認申請書を提出した者がした入札
 - ⑦入札後に辞退を申し出て、その申し出を受理された者がした入札
 - ⑧その他公告に示す事項に反した者がした入札

◆8. その他

1. 公正に入札執行が出来ない状態に陥った場合、入札を執行しないことがある。
2. 談合に関する情報提供があった場合は、情報提供者及び参加業者から事情を聴取し、入札の延期・中止をすることがある。
3. 一度提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。
4. 入札は当法人の理事・監事の立ち会いにより行うものとする。

◆9. 落札者の決定

1. 予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上で入札した者のうち、最低価格で入札した者を落札者とする。
2. 初回入札において予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上で入札した者がいない場合は、再度入札を実施する。再度入札は2回まで実施する。

ただし、初回入札に参加する者が1者のみの場合は、入札は1回のみとし、再度入札は行わない。
また、再度入札に参加する者が1者のみとなった場合の再度入札は、当該入札のみとし、その後の再度入札は行わない。

なお、前回入札で最低制限価格に満たない者は再度入札に参加できないものとする。

3. 上記2によって落札者がいない場合、最低価格で入札した者に随意契約の意思があるときは、次の条件を順守したうえで、交渉による随意契約を行うものとする（最低価格で入札した者に随意契約の意思がないときは、順次、次に低い価格で入札した者を対象とする）。

なお、随意契約の交渉に当たっては、見積書を提出することとし、その見積書が予定価格の範囲内であり、随意契約の相手として理事会の承認が得られた場合のみ契約を行うものとする。

- ① 契約額は予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上であること
- ② 交渉の過程で予定価格を明らかにすることは認められない
- ③ 入札に当たっての条件等を変えることは認められないこと

4. 落札者とすべき同額の入札をした者が2人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定するものとする（くじ引きの方法は棒引きとする）。

◆10. 契約方法

1. 工事請負契約に関する細目は民間(七会)連合協定工事請負契約約款に準拠する。
2. 契約保証金の徴収は免除する。
3. 契約書の締結については、福祉医療機構の内定通知後があった日に締結する。
4. 一括下請負契約を行わないこと。
5. 本契約の締結は、福祉医療機構の内定通知後があってから締結する。
6. 建設業法(昭和22年法律第54号)及び独占禁止法に抵触する行為を行わないこと。
7. 工事代金の支払い時期に関しては、以下の予定とする。

工事着手後の中間時：工事請負金額の50%

工事完成時：工事請負金額の50%

◆11. その他

1. 公告文に記載のない事項等についても関係法令を遵守すること。